



福岡医発第 803 号 (地)
令和 2 年 6 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和 2 年度労災診療費算定基準の一部改定について (6 月改定分) (再周知)

標記の件につきましては、令和 2 年 6 月 4 日付け福岡医発第 718 号 (地) に
てご連絡申し上げているところです。

今般、別添のとおり福岡労働局より周知依頼が参りましたので再度ご連絡申
上げます。

本取扱いについては、6 月 1 日以降の診療にかかるものから適用されますの
で、改めて貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 本件につきましては、本会ホームページ会員専用「医療保険 (労災・自賠
医療を含む) > 労災・自賠医療」 ([https://www.fukuoka.med.or.jp/mem
bers/iryo_hoken/rousai_jibai_iryo.html](https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/rousai_jibai_iryo.html)) に掲載しておりますことを申し添えま
す。
- 2) 改定内容の詳細につきましては、福岡労働局労働基準部労災補償課分室
(TEL : 092-433-7225) までお問い合わせください。

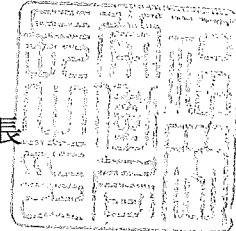
小郡三井医師会より

労災担当理事 吉武靖博
会長 島田昇二郎

福岡労発基.0604 第2号
令和2年6月4日

福岡県医師会長 殿

福岡労働局長



労災診療費算定基準の一部改定について

日頃より労災保険の運営につきまして、多大なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、標記の件につきまして、別添のとおり改定されましたので、ご連絡いたしますとともに、貴会会員各位に対する周知について、特段の御配意をお願いいたします。

2年 6.08

1417

労災診療費算定基準が改定され、令和2年6月からの被災労働者の診療に適用されます

労災診療費算定基準が令和2年6月1日に改定され、令和2年6月1日からの労災診療費の算定に適用されます。

改正点は次の2点です。

1 コンピューター断層診断の特例の新設

2 社会復帰支援指導料の新設

↓ 詳細は、以下をご覧ください

1 コンピューター断層診断の特例の新設

他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施したフィルムについて診断を行った場合は、初診料を算定した日に限って「E203 コンピューター断層診断」を算定できるとされていますが、再診時に診断を行った場合においても、月1回に限り算定できます。

ただし、健保点数表「E203 コンピューター断層診断 450点」を初診時に算定した場合には算定できません。

2 社会復帰支援指導料の新設

3か月以上の療養を行っている患者に対して、治ゆが見込まれる時期と治ゆ後の日常生活(就労を含む)上の注意事項に関する指導を行い、診療費請求内訳書の摘要欄に、指導年月日及び治ゆが見込まれる時期を記載した場合に、同一患者につき、1回に限り算定できます。

当指導は、医師が裏面様式の指導項目に基づいて行うものであり、算定の際は様式に必要事項を記載して診療録に添付する必要があります。

改定内容の詳細については、以下までお問い合わせください。

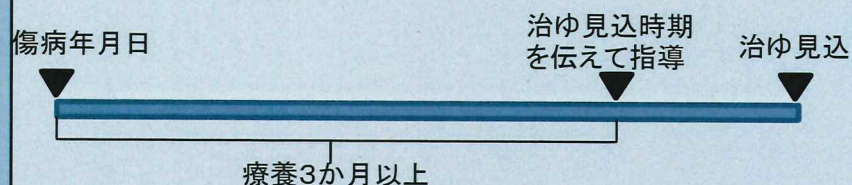
福岡労働局労働基準部労災補償課分室
(TEL:092-433-7225)

令和2年度労災診療費算定基準(新設項目)

1 社会復帰支援指導料

【概要】

3か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、早期の社会復帰促進を図るため、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、医師が右の様式に基づいて指導を行った場合に、1回に限り算定できる。



【算定要件】

- 医療機関において治療を行っている傷病労働者に対して、レセプトの「摘要」欄に以下の記載。
 - ①治ゆ見込みの時期(「治ゆ見込み ○年○月末」などと記載)
 - ②指導を行った日
- 診療録(カルテ)に所定の様式に指導項目について記載して添付。

【点数】 130点

【所要見込額】 110百万円(令和2年度)

<様式>

早期社会復帰のための指導項目

氏名

発症(負傷) 年月日	年 月 日
治ゆ見込み 年月日	年 月 日

○職場(業務)や日常生活において注意する点(指導した項目に☑を入れること)

【全般】

- ☐ 傷病の状態が安定するまでは、無理に動かさないこと
- ☐ 受傷部位を意識しすぎて他の部位に負担をかけないこと
- ☐ 受傷部位を徐々に動かして、可動範囲を広げるように努めること
- ☐ 重いものを持つときは注意すること
- ☐ 休憩時間のストレッチなど一定の姿勢をとり続けられないように心がけること
- ☐ 無理な姿勢をとらないようにすること
- ☐ 車の運転は避けたほうがよい
- ☐ 睡眠時間をしっかりとること
- ☐ その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【職場】

- ☐ 長時間の残業は避けること
- ☐ 長期の出張や海外出張は避けること
- ☐ その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【日常生活】

- ☐ 定期的に自分で脈拍のチェックをすること
- ☐ 適度な運動を実施するように心がけること
- ☐ 当面の間は、激しい運動は避けること(概ね__月間)
- ☐ 食事の内容、摂取量について注意すること
- ☐ 患部の保温に努めること
- ☐ その他注意すべきこと(具体的に記載する)

【その他】

- ☐ アフターケア制度の対象となる可能性があるため、治ゆ後、労働局に相談をすること
- ☐ その他注意すべきこと(具体的に記載する)

☐ 現状どおりの生活で問題がないと指導した
(該当する場合のみ☑)

指導日 年 月 日

医師名

令和2年度労災診療費算定基準(新設項目)

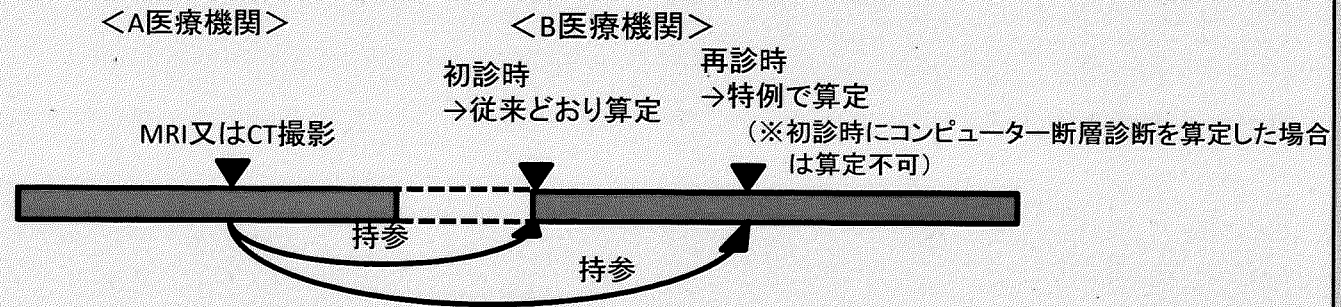
2 コンピューター断層診断の特例

【概要】

コンピューター断層診断は、MRI又はCTを診断した場合に月1回に限り算定できる(450点)ものであるが、そのうち、他院で撮影したフィルムについては、初診料を算定できる日に限り算定ができる。

近年、高齢労働者の労働災害の発生が増加傾向にあり、これら高齢労働者は様々な基礎疾患を抱えている場合が多いことなどから、医師が治療にあたり注意すべきことを確認したり、労災診療の範囲を明確にするなどのために、再診時であっても、他院で撮影したフィルムを診断した場合に算定できるものとする。

なお、初診時にコンピューター断層診断を算定している場合は、算定できないものとする。



【算定要件】

再診時に、医師が他院で撮影したMRI又はCTのフィルムを診断し、カルテに診断内容を記載。

【点数】 225点

【所要見込額】 3百万円(令和2年度)